第百四十四条に次の一号を加える。

四　防衛装備庁に対する航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下この目において「航空装備品等」という。）の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

第百四十四条を第百四十九条とし、第百三十六条から第百四十三条までを五条ずつ繰り下げる。

第百三十五条第二号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第百四十条とし、第百三十四条を第百三十九条とし、第百三十三条を第百三十八条とする。

第百三十二条中「六部」を「五部」に、「装備部　技術部」を「装備計画部」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十一条中「この款」を「この目」に改め、同条を第百三十六条とする。

第百三十条中「この款」を「この目」に改め、同条を第百三十五条とする。

第百二十九条を第百三十四条とし、同条の次に次の目名を付する。

第四目　航空幕僚監部

第百二十八条を第百三十三条とし、第百二十五条から第百二十七条までを五条ずつ繰り下げ、第百二十二条から第百二十四条までを削る。

第百二十一条第二号中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同条第三号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の一号を加える。

五　航空機等及び航空機等に関する需品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（教育課、施設課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

第百二十一条を第百二十九条とする。

第百二十条第三号中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同条第四号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の一号を加える。

七　海上装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（他課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

第百二十条を第百二十八条とする。

第百十九条第一号中「第六十三条第三項第二号」を「第七十三条第三項第二号」に改め、「規定する計画」の下に「（保健衛生及び施設に係るものを除く。）」を加え、同条第二号中「装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下この款において「海上装備品等」という。）」を「海上装備品等」に改め、同条第五号中「この条」の下に「及び第百二十九条第五号」を加え、同条第六号中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同条第十一号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第百二十七条とする。

第百十八条（見出しを含む。）中「装備部」を「装備計画部」に改め、同条を第百二十六条とし、第百十七条を第百二十五条とし、第百十六条を第百二十四条とし、第百十五条を第百二十三条とする。

第百十四条中「第六号」を「第五号」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第百二十二条とする。

第百十三条第一号中「第四十九条第十五号」を「第五十八条第二十二号」に、「同条第十三号、第五十条第二号、第五十二条第五号、第五十三条第二号、第五十三条の二第一号、第五十九条第一号及び第六十三条第三項第二号」を「同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号」に改め、同条を第百二十一条とする。

第百十二条に次の二号を加える。

五　装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下この目において「海上装備品等」という。）の研究改善の総合調整に関すること。

六　防衛装備庁に対する海上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

第百十二条を第百二十条とし、第百十一条を第百十九条とし、第百十条を第百十八条とする。

第百九条第三号中「第百十九条第六号」を「第百二十七条第六号」に改め、同条を第百十七条とし、第百八条を第百十六条とし、第百四条から第百七条までを八条ずつ繰り下げる。

第百三条第二号中「（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第百十一条とし、第百二条を第百十条とし、第百一条を第百九条とする。

第百条中「六部」を「五部」に、「装備部　技術部」を「装備計画部」に改め、同条を第百八条とする。

第九十九条中「この款」を「この目」に改め、同条を第百七条とする。

第九十八条中「この款」を「この目」に改め、同条を第百六条とする。

第九十七条の二を削り、第九十七条を第百五条とし、同条の次に次の目名を付する。

第三目　海上幕僚監部

第九十六条を第百四条とし、第九十五条を第百三条とし、第九十四条を第百二条とする。

第九十三条第四号中「統合幕僚監部及び装備施設本部」を「統合幕僚監部」に、「装備施設本部に」を「防衛装備庁に」に改め、同条を第百一条とし、第九十二条を第百条とし、第九十一条を第九十九条とし、第九十条を第九十八条とし、第八十七条から第八十九条までを削る。

第八十六条第二号中「統合幕僚監部及び装備施設本部」を「統合幕僚監部」に、「装備施設本部に」を「防衛装備庁に」に改め、同条を第九十七条とする。

第八十五条第一号中「いう。）」の下に「並びに施設器材」を加え、同条第二号中「及び通信器材等」を「及び施設器材並びにこれら」に、「統合幕僚監部及び装備施設本部」を「統合幕僚監部」に、「装備施設本部に」を「防衛装備庁に」に改め、同条を第九十六条とする。

第八十四条第二号中「統合幕僚監部及び装備施設本部」を「統合幕僚監部」に、「装備施設本部に」を「防衛装備庁に」に改め、同条を第九十五条とする。

第八十三条第一号中「第六十三条第三項第二号」を「第七十三条第三項第二号」に改め、同条第三号中「装備施設本部」を「防衛装備庁」に改め、同条中第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七　食糧その他の需品（衛生資材を除く。以下この条において同じ。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

八　需品及び需品に関する役務の調達（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

九　職員の給養に関すること。

十　需品の取扱いに関する技術指導に関すること。

第八十三条を第九十四条とする。

第八十二条の見出し中「装備部」を「装備計画部」に改め、同条中「装備部」を「装備計画部」に、「六課」を「四課」に、「需品課」を「航空機課」に改め、同条を第九十三条とする。

第八十一条に次の四号を加える。

九　陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

十　防衛装備庁に対する陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

十一　前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

十二　陸上装備品等の制式及び規格に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

第八十一条を第九十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（施設課）

第九十二条　施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　施設の取得及び建設の計画に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

二　施設の管理に関すること。